

次世代育成支援及び女性活躍推進のための国立国会図書館行動計画に
基づく措置の実施の状況（平成30年度の取組状況）

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条第5項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第15条第6項の規定に基づき、以下のとおり実施状況を公表する。

1. 目標の達成状況

○ 男性職員の子育て目的の休暇等の取得促進

目標数値：取得率80%以上の数値を維持する

- 男性職員の配偶者出産休暇取得率 ※平成30年実績
92% <参考：平成29年 90%>
- 男性職員の育児参加休暇取得率 ※平成30年実績
92% <参考：平成29年 80%>

○ 育児休業等を取得しやすい環境の整備

目標数値：女性職員は100%に近い数値、男性職員は13%以上の取得率を維持する

- 男性職員の育児休業等の取得率¹ ※平成30年度実績
72.7% <参考：平成29年度 77.8%>
- 女性職員の育児休業等の取得率² ※平成30年度実績
100% <参考：平成29年度 100%>

○ 子育てと仕事とを両立しやすい環境の整備

目標：未就学児童の看護のための特別休暇について館内に周知する

- 子の看護休暇取得者数 ※平成30年実績
男性 49人 女性 66人 <参考：平成29年 男性47人 女性62人>

○ 超過勤務の縮減及び年次休暇の計画的取得の促進

目標数値：職員1人当たりの年次休暇の平均取得日数が14日（取得率70%）となることを目指す

- 年次休暇取得平均日数（取得率） ※平成30年実績
13.89日（68.1%） <参考：平成29年 13.61日>
- 定時退庁日に、館内メール及び放送による注意喚起を実施

¹ 「平成30年度中に育児休業、育児時間、育児短時間のいずれかを新規に取得した男性職員数」÷「平成30年度中に配偶者が出産した男性職員の数」×100

² 平成30年度中に出産した女性職員のうち、育児休業、育児時間、育児短時間のいずれかを取得した者の割合

○ 女性職員の採用・登用

目標数値：採用全体に占める女性の割合 30%以上、管理職登用（管理職員全体に占める女性職員の割合）7%以上を維持するよう努める

- ・ 採用した職員に占める女性職員の割合 ※平成 30 年度実績

	総数（人）	うち女性（人）	女性の割合（%）
総合職	4	2	50.0
一般職（大卒程度）	19	10	52.6
計	23	12	52.2
	総数（人）	うち女性（人）	女性の割合（%）
選考採用	1	0	0.0
	総数（人）	うち女性（人）	女性の割合（%）
任期付（一般）	5	5	100.0
任期付（短時間）	6	6	100.0
臨時的任用	9	9	100.0
計	20	20	100.0
	総数（人）	うち女性（人）	女性の割合（%）
非常勤職員*	282	226	80.1

※採用延べ人数

- ・ 管理的地位にある職員³に占める女性職員の割合（平成 30 年度末現在）
42.7% <参考：平成 29 年度末現在 43.6%>

2. その他の主な取組

○ 諸制度の周知

- ・ 子育て支援に係る制度についてイントラネット等による周知

○ 子どもと触れ合う機会の充実

- ・ 子ども霞が関見学デーの実施
- ・ 職員の子ども等を対象にした職場見学会の実施
- ・ 国際子ども図書館における子ども向け行事の実施
- ・ 関西館における小中学生等による施設見学の実施

³ 特別給料表、指定職給料表及び行政職給料表（一）7 級以上の適用を受ける職員（平成 31 年 3 月 31 日現在）